

エアゾール製品の適正な保管について

倉庫業者等の関係者のみなさまへ

他県において、薬剤や噴射剤に、危険物や液化石油ガスを使用しているエアゾール製品（スプレー缶）を大量（約**198,000**本）に保管している倉庫で火災が発生し、鎮火までに長時間を要した事例がありました。

当該製品の貯蔵や取扱いに係る事業所においては、火災の発生防止と保安管理について消防法令の遵守をお願いいたします。

1 危険物に関すること

- （1）エアゾール製品の薬剤には、危険物に該当するものがあります。
- （2）エアゾール製品の薬剤が危険物に該当する場合は、貯蔵量により許可や届出が必要となりますので、消防署へ相談して下さい。

2 消防法第9条の3に関すること

- （1）エアゾール製品の噴射剤には、液化石油ガスを使用しているものがあります。
- （2）エアゾール製品のうち、保管する液化石油ガスの量が合計300kg以上になる場合には消防署への届出が必要となります。
- （3）液化石油ガスを充填したカセットボンベについても、保管する液化石油ガスの量が合計で300kg以上になる場合には、消防署への届出が必要となります。

お問合せ

埼玉県南西部消防本部 予防課

電話 048（460）0121